

NAGOYAビジョンレガシー創出活動助成要綱

(通則)

第1条 NAGOYAビジョンレガシー創出活動助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めによる。

(目的)

第2条 助成金は、2026アジア・アジアパラ競技大会NAGOYAビジョン（以下「NAGOYAビジョン」という。）に掲げた大会のレガシー創出に資する事業の経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、アジア・アジアパラ競技大会への市民の関心と参加意欲を高めるとともに、市民参画事業をNAGOYAビジョンに掲げた大会レガシー創出につなげていくことを目的とする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象団体は、次の各号を満たす団体とする。

- (1) 市内に主たる活動の場を有する団体
 - (2) 一定の規約若しくはこれに類するものを有し、団体の名称、所在地、活動目的が明確である団体
 - (3) 会計責任者が存在し、会計経理が明確なことが確認できる団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、助成の対象としない。
- (1) 政治活動、宗教活動を目的としている団体。ただし、対象事業が当該目的に直接的に関連しない場合を除く。
 - (2) 専ら営利を目的としている団体。ただし、対象事業が当該目的に直接的に関連しない場合を除く。
 - (3) 構成員の中に名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる団体

(助成の対象事業)

第4条 前条に定める助成の対象団体が当該年度内に主催する次に掲げる事業で、大会レガシー創出に資すると市長が認める場合、助成を行う。

- (1) 健康増進・地域活力推進事業
- (2) 魅力向上・発信事業
- (3) 多様性・共生社会推進事業
- (4) 環境配慮・イノベーション推進事業

- 2 同一年度内において助成金の交付は、1 団体につき 1 事業のみとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する事業は、同一年度内において、助成金の交付を受けることはできない。
 - (1) この要綱以外の規定により、本市から助成を受けた事業
 - (2) 助成対象事業を実施する会場に市の公の施設を利用する場合で、会場使用料等の減免を受ける事業
- 4 助成対象事業は、法令に違反せず、かつ公序良俗に反する内容を含まないものとする。

(助成の対象経費)

第 5 条 事業の助成対象経費及びその限度額は次表のとおりとする。ただし、助成対象事業の内容に募金などのチャリティー活動が含まれる場合には、本条に規定する助成対象経費の中に当該活動に係る経費を含めることができない。

助成対象経費	限度額
1 会場使用料（備品、設営費等を含む。）	40 万円
2 印刷経費	40 万円
3 郵送・運送費	40 万円
4 材料費	40 万円
5 交通費	4 万円（1 人当たり）
6 バス借上経費	8 万円（1 台 1 日当たり）
7 講師謝礼	10 万円（1 人 1 日当たり）
8 通訳料	3 万円（1 人 1 日当たり）
9 保険料	2 万円
10 その他市長が適当と認めるもの	市長が適当と認める額

(助成金額)

- 第 6 条 助成金額は、事業の助成対象経費の合計額の 2 分の 1 以内で、20万円を超えない額とする。
- 2 前項の規定により算出した助成金の額に 1,000 円未満の額があるときは、1,000 円未満の額を切り捨てた額を助成金の額とする。

(交付の申請)

第 7 条 規則第 4 条に基づく申請は、交付申請書（様式 1－1）、事業計画書（様式 1－2）、収支予算書（様式 1－3）に市長が必要と認めるものを添付し、助成対象事業に着手する 30 日前までに、市長に対して行わなければならない。

(交付の決定)

第8条 規則第4条に基づく申請に対し、規則第5条に定める審査を行うに当たっては、市長は、別に定めるNAGOYAビジョンレガシー創出活動助成審査委員会（以下「助成審査委員会」という。）に付議しなければならない。

2 助成審査委員会は、次に掲げる事項について審査し意見をする。

- (1) 助成の対象としての必要性・公共性・妥当性
- (2) 助成の対象と認められる場合、その助成金額
- (3) その他助成の対象とする場合において付すべき条件

3 市長は、前項の意見をふまえ、規則第5条の規定による審査等を行い、規則第5条及び第6条の規定による交付又は不交付の決定をしたときは、規則第7条の規定による通知を行う。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、前条の規定により交付決定通知書を受けた者（以下「受給者」という。）が助成申請取下書（様式2）を市長に提出して行うものとする。

2 規則第8条第1項に規定する期日は、受給者が規則第9条第2項の規定による通知を受けた日から10日を経過した日とする。

(助成対象事業の中止又は廃止)

第10条 受給者が助成対象事業を中止又は廃止しようとする場合においては、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式3）に関係書類を添付して申請し、市長の承認を得なければならない。

(助成対象事業の内容変更)

第11条 交付決定を受けた助成対象事業の内容を変更しようとする場合は、受給者は速やかに事業内容変更承認申請書（様式4）に関係書類を添付して申請し、市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条に規定する実績報告は、助成対象事業実績報告書（様式5-1）、事業結果書（様式5-2）、及び収支計算書（様式5-3）に領収書の写し（助成対象経費に係る部分のみ）その他関係書類を添付して行うものとし、助成対象事業が完了し、又は助成対象事業の廃止の承認を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日を期限とする。ただし、当該期限が名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、

その直前の市の休日でない日をもって期限とみなす。

(額の確定)

第13条 市長は前条に定める実績報告を受けたときは、当該報告の内容審査を行い、内容が適正であることを確認の上、第8条で決定した額を限度に助成金の額を確定し、受給者に通知する。

2 前項の場合において、助成対象事業の実施に要した額が第8条で決定した額に満たない場合は、当該現に要した額により助成金額を確定するものとする。

(助成金の請求)

第14条 受給者は、前条第1項の規程による通知を受けたときは、速やかに活動助成請求書(様式6)により、市長に対して請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による適正な請求を受理してから30日以内に、受給者が指定する銀行口座に振り込むことにより、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、規則第18条第1項に定めるもののほか、交付決定の通知を受けた受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定について、全部又は一部を取り消し、又は既に交付されている助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不適正な行為をしたとき
- (2) 新たに第3条第2項に該当することとなったとき
- (3) 災害、疫病等が発生し、事業の実施が困難または不適当なとき

(検査等)

第17条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要と認めるときは、受給者に対し、助成対象事業に関する必要な事項について指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第18条 この要綱の実施について必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年10月31日から施行する。